

諏訪湖流域下水道関連公共下水道排除基準一覧表

項 目		許容限度				
		特定事業場			特定事業場 以外の事業場	
		500m ³ /日以上	500~50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
カドミウム及びその化合物	H26.12.1に既設の事業場はH27.5.31 まで ④	mg/L	0.05	0.05(0.1)①	0.05(0.1)①	0.05
	H26.12.1以降新設の事業場	mg/L	0.03(0.05)⑤	0.03(0.05)⑤	0.03(0.05)⑤	0.03
シアン化合物		mg/L	0.5	0.5(1) ①	0.5(1) ①	0.5
有機りん化合物		mg/L	1	1	1	1
鉛及びその化合物		mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物		mg/L	0.3	0.3(0.5) ①	0.3(0.5) ①	0.3
ひ素及びその化合物		mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		mg/L	0.003	0.003(0.005)①	0.003(0.005)①	0.003
アルキル水銀化合物		mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン		mg/L	0.3	0.3	0.3	0.3
テトラクロロエチレン		mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン		mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素		mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン		mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム		mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン		mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ		mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン		mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物		mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物 ☆		mg/L	10	10	10	10
ふっ素及びその化合物 ☆		mg/L	8	8	8	8
1,4-ジオキサン		mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類		pg-TEQ/L	10	10	10	10
フェノール類		mg/L	5	5	5	5
銅及びその化合物		mg/L	3(2) ②	3	3	3
亜鉛及びその化合物		mg/L	2 *	2 *	2(5) *	2
溶解性鉄及びその化合物		mg/L	10	10	10	10
溶解性マンガン及びその化合物		mg/L	10	10	10	10
クロム及びその化合物		mg/L	1(2) ③	2	2	2
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物窒素含有量 ☆		mg/L	380	380	380	380
窒素含有量		mg/L	150	150	150 ★	150 ★
りん含有量		mg/L	32	32	32 ★	32 ★
生物化学的酸素要求量(BOD)		mg/L	600	600	600 ★	600 ★
浮遊物質(SS)		mg/L	600	600	600 ★	600 ★
ノルマルヘキサン	鉱物油	mg/L	5	5	5	5
抽出物質含有量	動植物油	mg/L	30	30	30	30
水素イオン濃度(pH)			5~9	5~9	5~9	5~9
温度		℃	45	45	45	45
よう素消費量		mg/L	220	220	220 ★	220 ★

★のある基準値：排水量が、岡谷市及び原村で最大20m³/日未満、諏訪市、下諏訪町及び富士見町
で平均20m³/日未満、茅野市で最大500m³/月未満の事業場は非適用とする。

☆のある項目：平成25年環境省令第15号による暫定排水基準が適用される事業場は、平成28年6月30日まで非適用とする。

() ① カドミウム及びその化合物、シアン化合物、六価クロム、水銀及びアルキル水銀その他水銀の化合物の()は昭和54年10月31日以前 に設置された
事業場

() ② 銅及びその化合物の()は水質汚濁防止施行令別表第1 26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65、66の各号に掲げる施設を設置する事業場

() ③ クロム及びその化合物の一部事業場を除きほぼ全業種が1mg/l

④ 水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については平成27年11月31日まで

() ⑤ 金属鉱業及び溶融めっき業については平成28年11月30日まで、非鉄金属第1精錬・精製業及び非鉄金属第2精錬・精製業については平成29年
11月30日まで、()内の基準を適用する。

*亜鉛及びその化合物については一部業種に平成28年12月10日まで非適用期間あり、50m³未満の事業場については
銅及びその化合物と同じ12事業場は()のまま、それ以外の事業場については2mg/l